

令和4年11月17日

保護者様

認定こども園 エルフのゆめ  
園長 平野 貴久

## インフルエンザによる出席停止の様式変更について

全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が見られる中、今冬はインフルエンザとの同時流行が懸念されており、今後は医療体制の逼迫も心配されています。

そのような状況もあることから、行政より『園児がインフルエンザに感染し、治癒して再登園する場合、登園証明書は不要』との通知（11月14日から施行）がありました。

当園でも今冬はお子さんがインフルエンザと診断された場合、適正な療養期間の欠席後は登園証明書の提出は不要としますが、代わりに『罹患証明書』（別添様式1）の提出が必要となります。

インフルエンザと診断をされたら、まずは園に連絡をください。罹患証明書（経過報告書）を市内医療機関で発行してもらい（園でも発行できます）、その日から記入を開始してください。登園可能『発症した後5日、かつ、解熱した後3日（乳幼児の場合）を経過する』となりましたら、登園前に園に連絡をいただき、登園時には罹患証明書（経過報告書）を提出してください。

\*園で罹患証明書（経過報告書）を確認し、療養期間に満たない場合等は登園を控えていただくこともありますので、あらかじめご承知ください。

\*療養期間については早見表（別添様式2）を参考にしてください。

\*今冬のインフルエンザに関しては、島田、藤枝、焼津市、吉田町の小、中学校も同様の対応となります。

## インフルエンザ罹患後の対応（従来比較）

	【従来】登園証明書	【変更後】罹患証明書（経過報告書）
1	医療機関を受診し、インフルエンザと診断される。	
2	保護者の方がインフルエンザに罹患した旨、園に連絡する。	
3		医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」を発行してもらう。（用紙は市内医療機関に用意してありますが、園でもお渡しは可能です。）
4	園が「登園証明書」を保護者に発行する。	
5	自宅安静	自宅安静 保護者は毎日、午前・午後の体温を測定し、「インフルエンザ罹患証明書」の経過報告書欄に記録する。
6	「発症した後5日、かつ、解熱した後3日（乳幼児の場合）」を経過する。	
7	再度、医療機関を受診し、医師に「登園証明書」を記入してもらう。	
8	登園時に「登園証明書」を園に提出する。	登園時に「インフルエンザ罹患証明書」（経過報告書）を園（担任）に提出する。

注 インフルエンザ以外の登園証明書が必要な病気に関しては、これまで通り登園証明書が必要となりますのでご注意ください。

注 今後、行政からの指示などにより対応が変更することもありますので、あらかじめご承知おきください。

\* ご不明な点がございましたら、担任または職員室までお声掛けください。

## インフルエンザ罹患証明書

(氏名) \_\_\_\_\_ (生年月日) \_\_\_\_\_ 年 月 日

上記患者は、インフルエンザに感染しているものと証明いたします。

(症状出現日) \_\_\_\_\_ 年 月 日  
(発症0日)

(診断日) \_\_\_\_\_ 年 月 日

(医療機関名) \_\_\_\_\_

(医師氏名又は代表者氏名) \_\_\_\_\_ 印

学校保健安全法施行規則第19条第2項 インフルエンザ(新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く。)の出席停止期間:  
『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで』とされています。

※気になる症状等がある場合は、再度かかりつけ医を受診してください。

医師からの注意事項

保護者記入欄

## 経過報告書

(児童氏名) \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ (保護者氏名) \_\_\_\_\_

発症日	月 日	午前測定時刻:体温	午後測定時刻:体温
0日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
1日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
2日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
3日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
4日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
5日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
6日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
7日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
8日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
9日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度

※登園時期の目安は、別紙をご参照ください。

## インフルエンザ出席停止期間早見表（乳幼児版）

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、保育所等を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

出席停止期間は、

「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日（小学生以上は 2 日）を経過するまで」となっています。

※発症日 …熱が出はじめた日や熱がなくてもインフルエンザの諸症状が出はじめた日

※発症後 5 日…発症した日を 0 日とし、そこから 5 日間（実質最短で 6 日間）経過した日

※解熱後 3 日…1 日中平熱で過ごせた日を解熱 0 日とし、そこから 3 日間経過した日

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目				
出席停止							登園可			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目			
出席停止							登園可			
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目 発症後 5日目	解熱後 3日目		
出席停止							登園可			
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	
出席停止									登園可	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目
出席停止										

例 5 以降は、解熱した日によって出席停止日が順次、延長されることとなりますが、8 日目以降も熱が下がらない場合や気になる症状等ありましたら、かかりつけ医を再受診し、園へ御連絡ください。

## 必ず出席停止期間を守ってください

処方された薬によっては解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登園した場合、園での感染や流行が懸念されますので、必ず出席停止期間を守ってください。

また、出席停止期間を過ぎても、気になる症状があったり、症状が悪化する場合は、再度医療機関を受診してください。